

令和 8 年 5 月 26 日

【件 名】

懲戒処分について

【内 容】

令和 8 年 5 月 26 日付けで職員の懲戒処分を行いましたので、お知らせします。

1. 不適切な事務処理等に係る処分

項 目	内 容
被処分職員	会計課 副参事 50 歳代
処分内容	戒告
処分の理由	振込指定の支払データを、期日までに指定金融機関へ伝送せず、一部の債権者への振込が遅れたもの。 このことは、全体の奉仕者たる公務員として、市民の信頼を裏切り、市職員全体の名誉と信用を著しく失墜させるものであることから、地方公務員法第 29 条第 1 項第 2 号の規定により処分する。

2. 不適切な事務処理等に係る処分

項 目	内 容
被処分職員	ガス水道局業務課 副参事 40 歳代
処分内容	戒告
処分の理由	戸籍業務について、郵送による請求書類を約 1 年あまり放置していたほか、戸籍届出における伝送処理の一部についても遅延を発生させたもの。 このことは、全体の奉仕者たる公務員として、市民の信頼を裏切り、市職員全体の名誉と信用を著しく失墜させるものであることから、地方公務員法第 29 条第 1 項第 2 号の規定により処分する。

3. 不適切な事務処理等に係る処分

項目	内容
被処分職員	選挙管理委員会 書記 40歳代
処分内容	戒告
処分の理由	<p>令和8年2月8日執行の衆議院議員総選挙における移動期日前投票所において、選挙人1名に対し、小選挙区の投票用紙を交付すべきところ、誤って比例代表の投票用紙を交付して、小選挙区選挙を投票させてしまったもの。</p> <p>このことは、全体の奉仕者たる公務員として、市民の信頼を裏切り、市職員全体の名誉と信用を著しく失墜させるものであることから、地方公務員法第29条第1項第2号の規定により処分する。</p>

<お問合せ先>

魚沼市総務政策部 総務人事課 課長 中村
電話 025-792-9203